

1. 会合名	第30回 運営審議委員会
2. 日時	平成28年11月17日(木) 午後3時～午後4時15分
3. 議案	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成28年度上半期における紛争解決業務等の動向について 2. あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果について 3. 平成28年度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証について 4. 当センター事務室の移転について 5. 今後の財務面における留意事項について 6. その他
4. 主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成28年度上半期における紛争解決業務等の動向について 2. あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果について 平成28年度上半期における紛争解決業務等の動向について三森センター長から、またあっせん手続利用者に対するアンケート調査結果について田口業務部長からそれぞれ説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われ、了承された(資料1、資料2)。 【主な意見等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料2の項番3(1)「あっせんの期間について」であるが、平成25年10月～平成26年9月及び平成26年10月～平成27年9月のアンケート結果では、「短い」との回答がそれぞれ15.2%、17.0%であった。当該時期に処理したあっせん件数との関係性はあるのか。 ・ 「あっせんの期間」の長短に関する回答と、あっせんの結果(和解、不調)との関連性についても調査すべきである。 ・ あっせんについては、当該あっせんの争点となった取引の開始時期が分かるようにしてはかがか。また、代理人の有無等についても調査項目に入れていただきたい。 ⇒ 今後の調査事項として検討したい。 ・ 資料1の平成28年度上半期におけるあっせん申立て事案の請求金額について、高額化しているように見受けられるが、何か理由はあるのか。 ⇒ 市況の下落が大きければ、請求金額も高額化すると思われるが、必ずしも判然としていない。引き続き、調査していきたい。 3. 平成28年度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証について 平成28年度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証について、青木専務理事から説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われ、了承され

た（資料3-1及び3-2）。

【主な意見等】

- ・ 「検証」の位置づけであるが、本委員会の承認を得るといふことか。
⇒ 本委員会で有識者の方々にご説明し、ご意見をお伺いするということである。
- ・ 苦情についても、補佐人や後継人の状況が分かるようにしていただきたい。
⇒ 苦情については件数が多いため、調査可能か検討させていただきたい。
- ・ あっせんの場合における補佐人の同席については、あっせん委員の判断に任されているということであるが、同席を認める・認めないということに関して規則化することはできないのか。
⇒ もっぱらあっせん委員の判断に委ねられている。申立人本人の意向と、補佐人の意向が必ずしも一致しないというケースもあり、一律の規則化は難しい面もあると思われる。
- ・ あっせんの和解案が不調となったあと、申立人に対して特別調停案を提示してよいかを聞いているか。金融機関は特別調停案を受諾しない場合、訴訟を提起することになるわけだが、この点については金融トラブル連絡調整協議会でもさまざまな議論があった。
⇒ 必ず聞くという特段の規則があるわけではないが、申立人が訴訟も辞さないという方であれば特別調停案の提示が考えられ、裁判は考えていないという方であれば難しいということになる。

4. 当センター事務室の移転について

当センター事務室の移転及びそれに伴う業務規程の一部改正について、三森センター長から説明が行われ、了承された（資料4）。

5. 今後の財務面における留意事項について

今後の財務面における留意事項について、青木専務理事から説明が行われ、了承された（資料5）。

6. その他

なし

以 上